

**令和 6 年 7 月 9 日からの大雨災害への対応
(継続契約手続き等)**

(保険契約申込み)

Q1：今年満期が到来する契約の継続を行うつもりでいたが、大雨による被災で満了日の30日前までに申込みができなかった。期限を過ぎても継続の契約はできるのか。

A：今般の継続契約手続きの延長措置に基づき、申出書（別紙2）を提出していただき、令和6年12月28日までに保険料を添えて継続による契約の申込みを行っていただければ、継続による契約ができます。なお、契約の締結に当たっては前回契約の満了日をもって契約が成立したものとしますので、責任開始日は前回契約満了日の翌日となります。また、契約条件（付保率など）は前回契約と同じものになります。

Q2：今年満期が到来する契約の継続を行うつもりでいたが、大雨による被災で満了日の30日前までに申込みができなかった。とりあえず申出書（別紙2）の提出だけを行って良いか。その申出は満期日以降でもよいのか。

A：申出書（別紙2）を提出いただくことで、令和6年12月28日まで継続による契約の締結が猶予されますので、申出のみを先にしていただくことも可能です。ただし、申出書を提出後、同日までに保険料を添えて契約の申込みを行う必要があります。

(保険金請求)

Q3：令和6年8月1日に満期が到来した契約について、今般の継続契約手続の延長措置に基づき、令和6年9月中に契約の継続を行うつもりでいたところ、同年8月末に大雨が降り森林被害が発生した。これは保険金支払いの対象になるか。

A：延長措置による継続契約前に、保険金支払いの対象となる災害により、保険契約の森林に損害が発生した場合、損害発生後であっても、令和6年12月28日までに保険契約者から申出書（別紙2）が提出され、令和6年12月28日までに保険料を添えて継続による契約の申込みが行われれば、損害発生前からの継続と見なし、保険金を支払うことが可能です。

以上